

京都市告示第325号

令和2年4月1日京都市告示第1号（京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務の委託）の一部を次のように改めます。

令和2年9月23日

京都市長 門川大作

	氏名又は名称	住所	変更内容	変更前	変更後	変更期間
1	株式会社マ ツヤスーパー 醍醐店	京都市伏見 区醍醐辰巳 町1番地	取扱中止に より削除	—	—	—

（環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課）